令和3年第3回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和3年9月8日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁					
1		会議録署名議員の指名	1					
2		会期の決定	1					
3		諸般の報告	1					
4		行政報告	2					
5		所管事務調査の報告 (総務経済常任委員会)	6					
6		一般質問	7					
7	議案第41号	ローズガーデンちっぷべつ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の	28					
		設定について	20					
8	議案第42号	秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	29					
9	議案第43号	令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第4号)について	29					
10	議案第44号	令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	35					
11	議案第45号	令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	35					
12	認定第 1号	令和2度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について						
	認定第 2号	令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
	認定第 3号	令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	37					
	認定第 4号	令和2年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	31					
	認定第 5号	令和 2 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について						
	認定第 6号	令和 2 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について						

令和3年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和3年9月8日(水曜日)

開催場所秩父別町議会議場

早 川 正

開催時刻 9月8日 午前10時00分

剛

君

出席議員(9名)

9	番	寺	迫	公	裕	君	8	番	大	野		敬	j	君
1	番	前	田	力	男	君	2	番	金	子	利	生	j	君
3	番	眞	島	秀	樹	君	4	番	畄	崎		稔	j	君
5	番	藤	岡	浩	文	君	6	番	中	西	伴	浩	j	君

欠 席 議 員(なし)

7 番

出席説明員

町 長 澁 谷信 人 君 副 町 長 髙 鶴 公 人 君 教 育 長 小 林 宏 明 君 総務課長 永 峰 敏 幸 君 産業課長 尾 垣 義 次 君 会計管理者 宮 武 幸 充 君 住 民 課 長 竹 内 剛 君 企 画 課 長 早 Ш 聡 君 勇 夫 君 建設課長 野 司君 中 慎 教 育 次 長 塩 地 田光博 農委事務局長 二君 農委会長 君 北 垣 慎 吉 代表監査委員 岡和 君 藤 正

欠席説明員(なし)

出 席 職 員

 事務局長
 笹木雄介
 君

 書記
 池川湧都

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

 3 番
 眞 島 秀 樹 君

 4 番
 岡 崎 稔 君

議事の経過

(開会宣言)

議 長(寺迫君)

ただ今から、令和3年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長(寺迫君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番 眞島秀樹君、4番 岡崎 稔君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長(寺迫君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月10日までの3日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から9月10日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長(寺迫君)

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長 (笹木君)

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、 議案第41号から第46号までの6件、及び認定第1号から第6号までの 6件であります。次に、意見案が3件ございます。 また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、町長から令和2年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員からは8月と9月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長(寺迫君)

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。 以上で、諸般の報告を終わります。

(日程第4 行政報告)

議 長(寺迫君)

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長(澁谷君)

本日、第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、収穫作業を控えお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして誠に有難うございます。

7月30日の第4回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項について ご報告申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について、ご報 告申し上げます。

全国的な感染拡大を受け、北海道は8月2日から8月31日までまん延防止等重点措置区域に指定され、その後も感染拡大に歯止めがかからない ことから、9月12日まで期間が延長されました。

しかし、感染拡大の勢いは弱まることがなく8月27日から9月12日まで、3度目の緊急事態宣言が発出され札幌市、小樽市、旭川市及び石狩振興局管内市町村が特定措置区域とされました。

町では、キャンプ場やちっくるを始めとする公共施設について、8月2日から道内の重点措置区域と道外の緊急事態宣言地域からの利用を制限し、

緊急事態宣言が出された8月27日からは利用制限の対象地域を、札幌市などの道内の特定措置区域及び道外の緊急事態宣言区域、さらにまん延防止等重点措置区域といたしました。

道内における感染は、都市部に限らず地方にも広がりを見せ、北空知で も感染者が確認されております。

本町では、8月第1週に1人の方の感染が確認されましたが、その後感染は見られず現在まで経過しております。

町民の皆様には、いたずらに感染者を詮索したり、感染者やその家族に対して、差別・偏見や誹謗中傷をすることのないように心からお願い申し上げますとともに、マスクの着用や手洗い・消毒などの基本的な感染予防対策の一層の徹底をお願い申し上げるところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種でありますけれども、5月17日に7 5歳以上の個別接種を開始し、順次対象年齢を広げ8月6日には、12歳 以上の個別接種を開始しております。

9月3日現在の接種率は、個別接種と3回の集団接種を合わせまして、65歳以上は申込率93.4パーセント、1回接種済み93.4パーセント、2回接種済み92.2パーセント、12歳から64歳までは申込率84.9パーセント、1回接種済み83.5パーセント、2回接種済み72.5パーセント、町民全体では申込率88.9パーセント、1回接種済み88.1パーセント、2回目を終えた方が81.7パーセントであります。また、8月24日に秩父別町商工会女性部様から感染予防のためにと、こども園と小学校・中学校に3リットル入りのハンドソープ15本をご寄贈いただきました。商工会女性部様には、昨年も2回ハンドソープのご寄

今後も感染拡大の状況を注視するとともに、国や北海道との連携を図り、 感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいります。

贈をいただいており、重ね重ねのご厚意に心からお礼を申し上げます。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する本町の取り組みについての報告とさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

水稲については、春先に若干気温の低い時期があり、6月から7月には記録的な高温少雨となりましたが、幸いにも水不足には至らず、生育は順

調で例年よりもかなり早い状況で推移いたしました。

空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました9月1日現在の水稲の生育状況は、平年より8日早く、稈長は長く、穂長は平年並みで、 穂数も総籾数も概ね平年並みであります。

小麦に関しましては、雪腐れ病の発生により廃耕せざるを得ないほ場が 一部にみられたものの、7月下旬に収穫作業が終了しております。

天候の影響で稈長が伸長し面積あたりの穂数が多くなり、粒は若干細い ものの、製品歩留まりは高く、10アールあたりの収量は7.4 俵であり ました。

ブロッコリーにつきましては、現在10から12作型の収穫期を迎えておりましたけれども、夏の高温障害と害虫の発生により収穫量は平年比65パーセント程度に落ち込み、7月末までは価格も10パーセント以上低い状況で取り引きされております。

花卉に関しましては、スターチス・シネンシス・ダリアが中心に出荷されており、出荷数量は前年同期と比べますと微増であり、スターチス・シネンシスの単価は若干低いものの、ダリアの単価は回復しております。

北海道農政事務所が8月30日に発表いたしました、令和3年産水稲の8月15日現在における作柄概況によりますと、北海道は102~105パーセントの「やや良」と予想されており、全国的には東北・北海道は平年並み以上で、西日本は「やや不良」と見込まれております。

生産者の皆様におかれましては、これから本格的な収穫作業が始まりますけれども、農業事故等に留意され実り豊かな出来秋が迎えられますようご期待を申し上げ、農産物の生育状況及び出荷状況の報告といたします。

最後に、7月30日以後の工事入札結果についてご報告申し上げます。 始めに、8月2日に執行いたしましたドッグラン造成工事の入札結果に ついて申し上げます。

工事概要ですが、ローズガーデン駐車場の北側に約670㎡程のドッグ ランを造成するものであります。

落札者は興和建設株式会社、落札額は税込み1,512万5千円、落札率は97.24パーセント、工期は8月5日から10月20日までとしております。

次に、8月19日に執行いたしました301号橋補修工事の入札結果について申し上げます。

工事概要ですが、南1条3丁目の境川に架かる301号橋の欄干及び土台コンクリートのひび割れ補修などの改修を実施いたします。

落札者は、北垣建設工業株式会社、落札額は税込み1,364万円、落札率は97.79パーセント、工期は8月23日から11月30日までとしております。

この他 4 件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に 資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議 長(寺迫君)

教育長から行政報告があります。教育長。

教 育 長(小林君)

教育行政報告として、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご報告申し上げます。

2年ぶりとなった今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の影響下の中、小学6年生と中学3年生を対象として5月27日に実施されましたが、とりわけ大きな混乱もなく実施できたものと認識しております。

今年度の教科調査は、国語、算数・数学について実施し、小学校については新学習指導要領が全面実施されてからの初めての調査でした。

教科調査結果を概観しますと、改善の傾向が見られたものがある一方、 依然として課題が認められるものがありました。

具体的には、複数の文章や資料等を結び付けて必要な情報を見つけることや、日常の事象を表、式、グラフなどを用いて数学的に解釈したり説明 したりすることなどに課題があることが明らかになっています。

次に平均正答率ですが、小学校は、国語 1 9. 3 ポイント、算数 2 1. 8 ポイントと全国平均を大きく上回りました。

一方中学校は、国語は全国平均を1.4ポイント上回りましたが、数学は4.2ポイント下回るという結果になりました。

また、学校及び児童生徒への質問紙調査の結果からは、新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組が引き続き進んでいること。

ICTを活用した学習状況については、ICT機器の学習における活用が進みつつありますが、教職員と児童生徒がやり取りする場面ではまだ取組が十分でないこと、一方で、児童生徒の学習におけるICT機器の活用への期待が非常に高いこと。

新型コロナウイルス感染症の影響については、学校の臨時休業期間終了後の対応として、児童生徒の心身の状況や学習状況の把握、長期休業期間の短縮、補習の実施等、児童生徒の学びを保障するための懸命な取組が小・中学校において行われていたことなどが明らかになっています。

教育委員会といたしましては、本調査結果を十分活用して、児童生徒の 学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改 善を図るとともに、そのような取組を通じて教育に関する継続的な検証改 善サイクルを確立すること、また、学校における教育指導の充実や学習 状況の改善に役立てていただくよう、小・中学校に対して指導してまいり たいと考えております。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

議 長(寺迫君)

以上で行政報告を終わります。

(日程第5 所管事務調査の報告)

議 長(寺迫君)

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡浩文総務経済常任委 員会委員長の報告を求めます。

委員長(藤岡君)

別紙により報告

議 長(寺迫君)

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

(なしの声)

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みと いたします。

(日程第6 一般質問)

議 長(寺迫君)

日程第6、一般質問を行います。2番 金子君の発言を許します。 金子君。

2 番(金子君)

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、質問をさせてい ただきたいと思います。

まず最初に、各種証明書をコンビニで交付していただきたいという質問でございますが、近年、保育所が預かるお子さんが増え、第2回定例会の一般質問では増築を求める意見もあったわけですが、建築当初の定員予想を超えていることは確かであろうと思います。

保育所は原則、仕事を持っていなければ預かりませんので、共働きなどの家庭が多くなったことが考えられると思います。共働きなどの方は、町外に職場がある方も多いと思われますし、町内で仕事をしていても開庁時間に来庁できず、仕事を休んで証明書の交付を受ける方がいると伺っております。

証明書のコンビニ交付には、マイナンバーカードが必要となりますが、本町においては2月1日現在19.7パーセントの交付率と総務省が発表しているところであります。全道的に見ても低い交付率となっていますが、交付率が伸びない原因は、残念ながら今のところカードの利用価値が見出せないからではないでしょうか。政府は、マイナンバーカード普及に苦労をしていますが、今後においては、保険証や免許証の機能を持たせる計画もあるようです。

コンビニ交付には、事業費を要し費用対効果だけを考えると厳しいところもあろうかと思いますが、事業費に対して特別交付税措置があると伺っております。

ぜひとも、マイナンバーカード普及拡大と住民サービス向上のため、北空知のトップをきって証明書のコンビニ交付を導入していただきたいと思いますが、町長の考え方をお聞かせ願います。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

金子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

近年、女性の社会進出や人口減少、さらに少子高齢化によりまして労働力不足等になりまして、共働きの世帯が増加している中、本町においても、過去にはですね、開庁時間内に各種証明書の交付を受けることができない方に対応するために、総合窓口業務の夜間延長や休日交付を実施した経緯がございますけれども、需要が極めて少なかったという事で現在は実施していない状況でございます。

一方、近年のデジタル技術の進歩によりまして、平成22年2月からは、コンビニエンスストア等における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付サービスが開始されたところでございます。

北海道内でコンビニ交付を実施している市町村数は、今年の7月1日 現在、16市7町の計23市町で、人口規模の大きな自治体や広大な面 積を有する自治体で導入している状況であります。

また、各種証明書のコンビニ交付を利用する場合は、マイナンバーカードが必要となりますけれども、本町における8月末現在の発行枚数は659枚で、発行率は28.2パーセントであります。

マイナンバーカードにつきましては、今年の10月からですね、健康保険証としても使用できる制度が本格運用されまして、今後普及拡大が進んでいくものと思われております。

コンビニ交付の対象となります各種証明書の役場窓口における令和

2年度の交付状況でございますけれども、住民票の写しが860通、印鑑登録証明書840通、戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書が403通の計2,103通の交付を行っておりますが、導入には町が所有いたします住民基本台帳や戸籍のデータと連携が必要でありまして、既存のシステム等の改修が必要となってまいります。

現時点での導入費用につきましては、住民票の写しと印鑑登録証明書を発行するシステムの導入費が約650万円で、年間の保守料及び利用料は約135万円でございます。

さらに、戸籍の発行機能を追加いたしますと導入費が約2,100万円で、年間の保守料及び利用料は約455万円と高額な費用がかかってまいります。

また、コンビニ交付のサービスを利用した場合には、証明書1通当た り117円の交付手数料を発行した事業者に支払わなければなりませ ん。

導入等に係る費用につきましては、議員のお見込みのように特別交付税で措置されますけれども、導入費さらに3年間の維持管理費の2分の1以内で、上限6,000万円として交付されますけれども、令和4年度導入分までが対象でございます。

議員のご指摘のとおり、各種証明書のコンビニ交付につきましては、 住民サービスの向上につながるものと考えておりますけれども、導入費 用、維持管理費が高額であることから、費用対効果を考えた時、現時点 での導入は難しいのかなと考えております。

なお、戸籍証明書につきましては、令和5年度から本籍地以外の市町村窓口での交付が可能となりますので、利便性が向上されるものと考えております。

さらに、行政と社会全体のデジタル化に必要な制度や技術の基盤を築 くことを目的として、9月1日にデジタル庁が発足いたしました。

今後は、行政手続きのオンライン申請等が加速化していくものと思われますけれども、町といたしましては、国の動向を十分に注視しながら、住民サービスの向上のためにですね、当面は過去に実施した休日等の各種証明書の交付サービスの実施を含め検討を進めてまいりたいと思っ

ておりますので、ご理解をいただきますようにお願い申し上げます。以 上です。

議 長(寺迫君)

金子君。

2 番(金子君)

当面はやらないというご答弁でございましたけれども、ちょっと私個人的には残念だなと。若い方が結構ですね、マイナンバーカードを交付してもらっても利用するところがないと。それと先程町長が北海道で23ですか、市町村がやっているのは。財源、経費の事はあまり考えてはいないのだろうと思いますけれども、ぜひせっかく使えるのだからやっていただきたいという事で要望をいただいたものですから、今回質問させてもらったのですけれども。

今後は先程町長がおっしゃったデジタル庁、8月27日の北海道新聞の夕刊ですけれども、これも国がやるやると言って本当に実現するかどうかはちょっと私もわからないのですけれども、31手続きをオンライン化しようとしているそうでございます。

そのうち31の約半数15がですね、子育て関連。妊娠の届出や児童 手当の申請、保育所の利用申込み、児童手当の受給や保育所の利用者に 対し家庭環境などに変化がないか定期的に確認する現況届。

若い方が利用できる様にですね、このように31のオンライン化のうち半分がですね、若い方用に使える様になるという事で新聞に載っておりますので、ぜひともですね、コンビニ交付とこれではあんまり関係ないかもしれませんけれども、今後若い方が定住する、これがあるから定住するという訳ではないと思いますけれども、利便性の向上を求めてですね、前向きに検討していただくとともに、国にもですね、マイナンバーカードの普及を後押しする様にコンビニ交付の事業費の補助金化ですか、そういうものもですね、ぜひ町長会か何かで、要望をしていただきたいと思います。答弁はいりません。

次に2番目の質問に移らさせていただきます。共助による地域除雪体

制づくりについてという事でございます。

本町では、町道の除雪は近隣市町の住民がうらやむような除雪体制を整え、きめ細やかな作業に感謝しているところであります。

しかし、人口減少、少子高齢化が進行する中、公助による公道等のきめ細やかな除雪だけでは、冬の生活を過ごせない環境になりつつあると思うのは私だけではないと思います。

特に昨年から今年にかけての記録的な大雪と4月の気温上昇は、道内に大きな被害をもたらしました。北海道が4月7日に、これは3月31日現在の速報値でございますが、発表した被害状況は死傷者388人。

これは前のシーズンの 3. 6 倍だそうです。また、死者数は 2 0 名を数え空知振興局管内が 9 名と他の振興局管内を上回っています。

少し古いデータですが、平成18年の豪雪によって全国で152人が 亡くなったそうです。当時の豪雪地帯の人口150万人で割ると10万 人当たり10.1人の方が亡くなり、交通事故で亡くなるリスクの3倍 以上になるそうです。

町内でも高齢の方が屋根に上り雪下ろしをする姿を何度となく見ましたが、命綱を着けているようには見えませんでした。本町でも平成24年に雪による事故で尊い命が失われました。また、町内では過去3年間で雪の事故による救急搬送は3件あり重傷者の方もいたそうです。

本町の高齢化率が約42パーセントに達し、市街地には空き地が目立つようになりました。過疎化・高齢化の進行により自助による除雪が困難となり、社会福祉協議会が担う除雪サービスも奉仕員が不足されていると伺っております。また、国道・道道沿いの空き家、空き地の前は流雪溝に投雪されないまま雪が残っているところも散見されます。秩父別町から転出する方の理由の一つに雪処理の負担が大きい、そういう事もあるようです。

そこで質問ですが、町長の公約であります「住んでよかったと思えるまち」さらに「自助・共助・公助の連携による協働のまちづくり」にふさわしいまちづくりのために、行政の主導により地域の皆さんとともに克雪の町を目指して地域の除雪体制について検討してはいかがでしょうか。雪問題は公助、すなわち行政だけで解決するのは人員的にも財政的

にも限界があると思います。しかし、町民の安全安心な暮らしを守ることは行政の使命だと思います。

町内会はもとより建設業、消防団、若い農業後継者も増えております。 家族以外の方を雇用している農業法人もあります。それぞれ専門の立 場で意見を出していただければ、光が見えてくるかもしれません。 町長のお考えを伺います。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

除雪体制について、お答え申し上げますけれども。

初めに本町の高齢化率ですけれども、今年の4月1日現在で42.6 パーセントと全国、あるいは全道平均よりも高く、第8期介護保険事業 計画の将来推計では、今後も上昇することが見込まれております。

また、高齢者世帯の状況につきましても、高齢化の進行とともに高齢者のみの世帯数が増加するものと思われます。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては高齢者に対しまして、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供できるよう、自助・互助・共助・公助の仕組みを取り入れた協働による地域包括ケアシステムを構築いたしまして、シルバー見守り協議会を中心として高齢者の見守りや生活支援の充実を図っているところでございます。

議員からご指摘いただきました、国道・道道の除排雪につきましては、 沿線住民の方に融雪槽への投雪にご協力いただいておりますけれども、 空き家・空き地の前は、国道については跨線橋の排雪に合わせ開発局が 排雪いたしまして、道道については、交通事故の防止のために町が状況 を見ながら排雪することで安全な住環境の整備に努めております。

一方、玄関先から公道までの門道路や、家屋の屋根など個人財産の雪対策につきましては、所有者の負担において処理していただくことが原則でございますけれども、高齢者の中には経済的、あるいは身体的な問

題から除雪に不安を抱える方がおられることも十分承知しております。

また、北海道における昨シーズンの雪による被害状況を見ますと、死傷者数の6割以上がお年寄りで、そのうち屋根の雪下ろしと思われる方が半分以上を占めておりまして、本町においても雪による事故の発生が懸念されるところではございます。

町といたしましては、平成12年度に介護予防・生活支援事業として除雪サービス制度を創設いたしまして、町民税非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯を対象に、玄関先から外出道路までの除雪費用の一部を負担することで、除雪困難な方への対応をしてまいりました。

さらに、平成28年度には高齢者世帯等除雪費助成事業を創設いたしまして、65歳以上の高齢者世帯等で、居住している家屋の屋根の雪下ろしの労力確保が困難な世帯を対象に経費の一部を助成いたしまして、除雪の負担軽減と雪の事故防止に努めてまいったところでございます。

しかし、除雪事業を担う方が年々減少傾向にありまして、社会福祉協議会が担う除雪サービスの奉仕員についても高齢化が進みまして、新規の募集にも応じていただけないという状況でございまして、今後の事業運営上の課題となっているのも事実でございます。

人口減少、少子高齢化が進行する中、克雪の町を目指した地域の除雪体制を構築するためには、行政だけでの対応では限界があり、町民の皆様のご理解とご協力なくしては実現できるものではありません。

住民と行政がそれぞれ果たすべき役割を担い、相互の理解と協力のもと官民一体となった協働による体制づくりが必要であると感じております。

議員がご提案されます、共助による地域の除雪体制を構築することは 非常に有効な手段であるというふうに考えております。

しかし、除雪作業員の確保や、除雪の費用負担、事故の対応、現在除雪を請負っておられる方の調整などクリアしなければならない課題が多くございますので、除雪作業を担う建設業あるいは農業後継者等々関係者の意見を伺う場を設けまして、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

今後も、町民の皆様が住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境整

備に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようにお願い申し上 げます。

議 長(寺迫君)

金子君。

2 番(金子君)

非常に前向きな答弁をいただいたと理解をしております。

先程私の質問の中にも、町長の答弁の中にもありましたけれども、高齢者の方がほとんど事故に遭っていらっしゃると。その中で、やっぱり除雪機械による怪我も結構あります。そういう事からやっぱりあればですね、機械があればどうしても人間っていうのは運転したく、それで除雪をしたくなりますし、はしごがあればちょっと上って雪を押してやろうかっていうことは、人間の何て言うのですかね、もう本能だと思うのですよ。

車の運転もそうなのですけれど、自分は大丈夫なんだ、怪我はしないんだ、そういう前提の下で皆さん作業に取り組まれていると思いますけれども、そういうのを事前にですね、全国には色々な事例があります。

これは後で調べていただければわかりますけれども、色々な事例も途中で挫折した事例も結構あります。例えば羽幌町でしたかね、除雪ボランティアを札幌かどこかから呼んできて、5年間やったそうですけれども、今回は2年間コロナで来れなかった。その後もう全然除雪ができなくて、町内で困ったっていう事例もありますし。

後はもう、これも道内ですけれども、冬場だけ市内の住宅に住んでいただこうということで、事業をやった町村もありますけれども。冬場町の中に住んでも農家地区にある家は残っているわけで、その農家地区に残っている家が傷まないかどうか心配だと。これも新聞に出ていたのですけれども、まあ仏壇も置いてあるので、仏壇にも手を合わせたいという事で、住宅を建てたのですけれども、それも2年か3年でやめちゃったという事例もあります。

ですから、事故に遭わない、住民を守るという事は行政の役割であり

ますけれども、失敗した事例もたくさん調べていただいたりしてですね、 あと実際にやっていただこうとする若い方の意見も聞きながらですね、 ぜひ除雪体制構築できる事を願っております。私からは以上です。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

議員のおっしゃることは誠に的を射たお話であると思っておりますけれども。色々検討したのですが、なかなか人がおそらくいないだろうという事は頭にあるのですけれど、これはっていう方に何度か当たってみたのですけれども、すでに除雪に出ているとか、町の除雪にきてもらってるとかでそれも含めてですね、実際除雪やっていただいている方、それから議員が言われた消防団員も含めてですね、いろんな方を一堂に会して、実際にやれるかやれないか検討していただきたいと。

ただ、これから時期的に建設業の方は今工事追い込みに入っておりますので、会議はすぐ出来るのでしょうけれども、それが今年の実施にできるかどうか予算の事もあるものですから難しいかもしれませんけれども、とにかく今議員が言われたように一度集まってもらってどれ位の方ができるのかどうか検討していきたいと思っております。

それから、ちょっと話は違うのですけれども、金子議員と実は6月の定例会終わった後お話した中で除雪の事おっしゃってましたけれど、昨年の屋根の雪下ろしの事も含めてなのですけれども。今のところその後職員とも制度設計練り直せという事で、今1回5千円ですか、それ2回、屋根雪の作業やってもらっているのですけれど、それも下処理はしない、下ろすだけので1回5千円払って、2回までみますっていう制度作っているのですけれども、それじゃ無理じゃないかという事で。

今考えているのはですね、12月定例会で補正予算を上げさせていただこうと考えてはいたのですけれども、これを約倍にしようと、1回1万円とか2万円とかではなく、年間2万円の、例えば、1千円のチケット20枚束であげるので、これで年間やってくれと。ただ屋根雪下ろし、

あるいはその下処理も含めて、そういう制度、なるべく使い勝手のいい制度設計にしたいというふうには考えてはいたのですけれども。今金子議員からのお話伺いましてそれも含めてですね、除雪についてもう1度検討してまいりたいと思っておりますし、今議員が言ったみんなで除雪体制を組むのは今年のものにならないかもしれませんけれども、先走ったお話かもしれませんけれど、定例会のその事も含めた補正予算を上げさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議 長(寺迫君)

金子君。

2 番(金子君)

有難うございます。私の頭の中ではですね、玄関先を毎日毎日はねて あげたらいいという事じゃないのですよ。

あくまでも命に係わる、玄関前毎日はねていただけたらそれは有難い 事ですけれども、それはもう私は無理だと思います。

それで、さっきちょっとおっしゃったように人手もいないし、お金もかかるし、それは大変な事だと思うので、それはまた皆さんで知恵を出し合っていただいて解決すればいい事ですけれども、私が言いたいのはあくまでも人命を守る。

そういう意味で屋根の雪下ろしですとか、高齢の方が除雪車を運転する、作業する、そういう事から起こる事故を予防というか、無くしていただきたいという事ですので、それも含めて今後検討していただきたいと思います。有難うございました。

議 長(寺迫君)

以上で金子君の質問を終わります。次に8番、大野君の発言を許します。 大野君。

8 番(大野君)

発言のお許しをいただきましたので、私から高齢者住宅の整備、それ

とカラスを含む有害鳥獣対策、この 2 点について町長に質問をいたします。

まず始めに、高齢者専用住宅の整備についてであります。

長寿社会の進展により、高齢者世帯や独居世帯が増加傾向にあります。 本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることがで きるよう高齢者福祉サービスの充実、あるいは見守り活動など積極的な 支援策を行っておりますけれども、残念ながら孤独死で発見されるケー スも後を絶ちません。

こうした中、高齢者の方々からは孤独死への不安や階段の上り下りができない、あるいは冬の除雪作業がつらい、こういう諸々の理由で、高齢者グループハウスらいふへの入居を希望する声が多いと聞きます。

この施設は、居宅において独立して生活することに不安を持つ高齢者を対象に平成11年から12年にかけて整備された高齢者専用住宅ですけれども、冬期間の除雪の心配もなく、オール電化、バリアフリー、さらには廊下や居室内には手すりを取り付けるなど、高齢者が暮らしやすい居住空間となっております。

また、管理人を配置して、入居者への声掛けや心配事の相談など生活のアドバイスなども行っていることから、孤独死など高齢者が抱える不安も解消されるのではないかというふうに思います。

しかし、入居できる部屋の数でございますが、全部で20戸でございます。20戸で、希望者が多くなかなか入居できないという状況にあります。

団塊の世代が後期高齢期を迎える昨今、高齢者専用住宅の需要、これ はますます本町でも高まるのではないかと思っております。

そこで、有料賃貸住宅などを手掛けた民間業者への働きかけも含めて、 らいふの様な高齢者専用住宅を計画的に整備する必要があると思います が、町長の考えをお聞かせ願います。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

大野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

始めに、先程の金子議員への答弁と重なりますけれども、本町の4月1日現在の高齢化率は42.6パーセントでありまして、町内の65歳以上の高齢者のみの世帯数は450戸でございまして、全体の40パーセントを占めております。

内訳は単身者世帯が246戸、高齢者夫婦世帯が204戸で年々増加傾向にあります。

一方、町内にある高齢者向けの住宅は、時代の趨勢を見極めながら整備を進めてまいりましたけれども、現在、公営住宅が4棟8戸、今議員がおっしゃいました高齢者グループハウスらいふが2棟20戸、民間賃貸住宅のぞみが1棟6戸と、計7棟34戸が建設されております。

さらに、近年建設した公営住宅のうち、高齢の方が入居しやすい1階の部屋が22戸ございます。

議員からご指摘いただきました、高齢者グループハウスらいふにつきましては、平成11年度、12年度の2か年で整備したものでありますけれども、緊急通報システム等が整備されていますし、管理人による生活相談等々で入居者支援が充実した施設でございますけれども、過去には逆にこの管理人の生活相談、これがうっとうしいからいやだという事でかなり空き部屋が出た時期もございましたが、しかし現在は満室の状態でございます。

また、先程申し上げました高齢者向けの公営住宅や民間賃貸住宅も、現在満室の状態となってございます。

さらに、平成の初期に建設されました公営住宅は高床式の建物が多いために、玄関先に階段があり、高齢者や体の不自由な方からは、転居相談が寄せられているといったところでございます。

こうしたことから、議員のご指摘のように、高齢者向けの住宅の需要は一定程度あるものと認識をしておりますけれども、本年2月に策定いたしました秩父別町公営住宅等長寿命化計画では、将来人口推計や高齢者世帯需要を見込みまして、10年後の目標管理戸数を現行の240戸から220戸程度と定めております。

また、公営住宅の建設には、多額の建設費用がもちろんかかる訳でございますけれども、国からの補助金は基本額が非常に低い訳でございます。公営住宅建設事業債を借り入れしても交付税措置が全くなく、ただの借金でしかないため、財政的には厳しく新規の整備にはハードルが高い事業でございます。

当面は、修繕や改修を行いながら対応をしてまいりますけれども、高齢の方の要望に少しでも添えるように、現在は高齢の方が入居しやすい 1階に空き部屋が出た場合には、優先的に入居できるように配慮した募集を行っているところでございます。

また、高齢者向けの住宅の整備につきましては、過去に交付税措置率の高い過疎対策事業債のソフト事業を活用しながら民間賃貸住宅の建設に補助金を出した経緯がございます。

町といたしましても、公営住宅を建設するよりも、この過疎債を活用しながら、住宅を建設していく方が財政運営上も有利と考えておりましたけれども、平成29年にですね、国の制度の見直しによりまして、残念ながらこの事業が現在は過疎債の対象外となったことで、その対応に苦慮しているところでございます。

しかしながら、本町の高齢化が進む中で、高齢者向けの住宅の入居希望は増加すると考えておりますので、これから需要と供給のバランスを十分に見極めながら、有効な財源を探しながらですね、検討をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

議 長(寺迫君)

大野君。

8 番(大野君)

確かに本町の財政状況からして今すぐ高齢者住宅、それを大々的に造るというのは大変難しいと思うのですけれども、ただやはりお年寄りの現状もやっぱりこれは考慮しなくてはいけない。

まあ高齢化率と申しますけれども、私は75歳以上を、65歳からで

すけれども、65歳から大体75歳位までは元気なのですよね。75歳以上から後期高齢期に入ります。それで、この後期高齢期の人達を対象にしっかりとした老後を支えるサービスを重点的に行っていただきたいと思うのですが。

ただ私の周りでもですね、お年寄りの方ずっと見ていますけれども、 大体80過ぎ位までは雪はねもしているし、ごみ捨てだとかそういった ものもちゃんとやって独立して生活しています。ところが、80過ぎて ですね、85歳位になると、だんだん体が言う事を聞かなくなってま う。特に耳だとか目だとか足腰の衰えがかなりあって、階段も上る事が できない、あるいは除雪もなかなか思い通り体が動かないと。こういった た方々がやはり多いのです。それで自立した生活が困難になる方が多い。 た方々がやはりあると思いますした生活が困難になる方が多い。 こういう人たちをですね、家に1人で置いて生活させる、これはちょっと不安もやっぱりあると思います。もう1つはこの人達をすだといった っと不安もやっぱりあると思います。もう1つはこの人達をすぐ施設に 入れるかといっても、なかなか施設もそんなに簡単には認知症だといっ ういった関係もありますからね、施設でもそんなに簡単に入れない。だ からどうしても、やはりお年寄り専用のそういった住宅に優先的に入れ てもらえれば、私はそういうふうに思うのです。

高齢者住宅、町長の報告では22部屋確保できるという事で、説明ありましたけれども、まあ今ある住宅の中でもですね、ちょっとバリアフリー化すれば高齢者が入れるような建物はやっぱりあると思うのです。

ですからそれを1つは考えてもらいたいというのと、もう1つ民間住宅、メゾネットタイプの2階と下に分かれている様な、若い人はああいう住宅非常にいいのですけれども、高齢者はあれちょっと無理です。

だから、その民間住宅も町の補助金を出して民間住宅建ててもらった のですけれども、こういったところに対してもですね、やはり高齢者が 入る様なそういう様な住宅を整備、補助金出してでもしていただければ いいと思うのです。

高齢者の方もですね今いろんなニーズ持っているのです。昔はその管理人やらいるからうっとうしいから入らないと、今違うのですよ。管理人いるから不自然死で死んでいたらすぐわかるからという事で、そういうところに、管理人いるところに入りたいという人もたくさんいます。

高齢者のニーズいろいろあると思うのです。そういうニーズを聞いて、 住宅を整備するというのもですね、やはり老後を支えるサービスだと思 うのです。

町長は今年の年頭の挨拶の中で、高齢の方がいつまでも安心して暮ら し続けることができる町づくりにしますよという事を言っています。も う1つは公約の中で、町民の健康と老後を支える施策、これを私は充実 させますという公約もしています。

したがいまして、やはりお年寄り、体が動かなくなってだんだん不安になってくる、そういうお年寄りの心をしっかりと掴んだ行政をこれから重点的にやっていただきたいとそういうふうに思います。 1 点目は以上でございますが、町長から何か。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

有難うございました。今22戸確保というのは、1階部分にある住宅 22戸あるという事で、そこが空かなければ。空けば優先的にお年寄り を募集しましょうという事でございます。誤解いただかないようにお願 いします。

それから、新しい住宅ほとんどバリアフリーになっております。新しいところはですね。実は先日町内の老人の方と懇談する機会があったのですけれども、その折にも話し申し上げたのですけれども、足が不自由で多分2階、高床の上がっていけない様な。家の中の階段をいじるのは大変なのですけれども、そこで外であれば、土地さえあれば階段の段差を下げることは可能かというふうに考えている。あと、あんまり無くすと坂になってしまうのですよね、雪で。それも含めて近いうちに検討してまいりたいというふうに思っております。

また、今議員がおっしゃられた様に本当に体が不自由な方の生活の不 安のないような施策を進めてまいりたいと思っております。

これもあの5人で話したのですけれども、例えば生活、自分の健康に

不安のある方、見守り協議会の方でも説明しているのですけれども、水道のメーター3日間動かないとか、電気ポットが動かないといったら通報されるシステムあるのですけれども、逆にプライバシーの問題がありまして、例えば旅行3日行くときに全部言っておかないといけないのかっていう事もあるものですから、それも含めてですね、いろんな意見聞きながらまた進めて参りたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議 長(寺迫君)

よろしいですか。 大野君。

8 番(大野君)

有難うございました。続いてですね、2点目でございますが、カラス を含めた有害鳥獣の対策についてお伺いいたします。

道内において、熊が人を襲う事案が多発しまして、死傷者も出ております。

本町においても、墓地周辺で熊の目撃情報が相次いでおりまして、町では注意喚起の立て看板だとか熊の箱罠を設置して熊の捕獲に努めておりますけれども、町民の方からは不安の声も聞かれております。

今後、住宅地への出没などを想定しまして、地元猟友会や警察と連携した具体的な訓練や駆除計画などを策定する必要があると思います。

他方、昨年から本町に飛来するカラスの数が異常に多いように感じております。市街地のあっちこっちでものすごい数のカラスがですね、電線の上に止まっておりますけれども、これは異様と言うより私はあの下を通るとですね、恐怖感を覚えるほど多いのです。

それで、カラスの糞、通学路を汚染しておりまして、子ども達の通行にも支障が出ていると、そういう状況も見られます。町の景観からしても何か道路が白くなって汚いなという不潔感も感じます。

本町では、カラスを有害鳥獣に指定しまして、銃による駆除なども猟 友会にお願いしているところでありますけれども、ただ、銃による駆除 は市街地で家のあるところですね、銃を撃つ訳にはいかないのです。そ ういうもので、銃の駆除っていうのはですね、なかなか限界があって、 効果が薄いというふうなことも聞いております。

カラスは何でも食べる雑食性でございまして繁殖力も強い。子育てをしているカラスは攻撃性もあるという事で、今後このカラスが増え続ける事によって、町民の安全・安心という面でもですね、放置できない問題が出てくるのではないかとそういうふうに思います。

カラスに対しては、カラス用の箱罠を設置する、あるいはカラスが集まる場所などに対していやな音を流すだとか、あるいはいやな光や色を 照射するなど、カラスを住み着かせない対策が大事だと私は思うのです。

町では、有害鳥獣に対して、予算をつけて継続的な駆除を行っておりますけれども、シカはかなり捕っているようでございますけれども、シカを除いては十分な成果をあげるまでには至っていないというふうに認識しております。

そこで、カラスを含めた有害鳥獣対策について、今後町としてどのようなことを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

大野議員のご質問にお答えいたしますけれども、実はこちらも伺いた い位なところでございまして。

国内に生息する哺乳類あるいは鳥類の野生動物は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によりまして保護されておりまして、 狩猟期間以外は農業被害等特別な事情がなければ、個体の捕獲、あるい は卵の採取等を禁じられているところでございます。

しかし近年は、本町においてもシカなどの有害鳥獣による農業被害が増加傾向にありまして、被害を未然に防止するために鳥獣被害防止特措法に基づく秩父別町鳥獣被害防止計画を策定し、駆除を行っているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、北海道猟友会北空知支部秩父別

部会、罠免許所有者及び農事組合長等を構成員とした秩父別町有害鳥獣被害対策協議会が中心となりまして、罠や銃を用いて有害鳥獣の駆除に取り組んでいるところでございます。

駆除の対象となる鳥獣につきましては、ヒグマをはじめエゾシカ、アライグマ、キツネに加え、カラスなどの鳥類で、令和2年度の捕獲実績は、エゾシカが36頭、アライグマが24頭、カラスが2羽で、本年度におきましては8月末現在でエゾシカが28頭、アライグマが46頭と昨年度を上回る数が捕獲されております。

ヒグマにつきましては、昨年度、本年度と人里近くでの目撃情報が多く寄せられておりましたけれども、箱罠を設置して捕獲体制を整えておりますけれども、捕獲には至っていない状況でございます。

議員からのご指摘のありましたカラスにつきましては、近年、夕暮れ時の市街地に数多くの個体が確認されておりますし、また糞害など住環境に悪影響を及ぼしていることから、先般空知総合振興局に対応について相談しご指導をいただいたところでございます。

カラスは、習性として昼間はそれぞれ少数で活動いたしまして、日暮れ近くになって、ねぐらから少し離れた市街地の電線などに一度集まって、そこから一斉にねぐらに帰るという事だそうでございます。

ご提案いただきました箱罠の設置につきましては、夕方、市街地に集まるカラスにつきましては、すでに餌を食べた後でありまして、罠の中の餌にあまり興味を示さないという事でございます。それから逆に昼間置いておきますとそこの時間帯にカラスを誘引することになるという事で、環境被害の拡大が懸念されているところでもございます。

また、箱罠による捕獲につきましては、捕殺を目的としていることから市街地等を避けて、愛鳥家に配慮しながら人目を避けて、衛生的で安全が確保できる場所に設置しなければいけないという事でございます。

さらに、議員ご指摘のとおり、住宅地の銃の使用が認められていない という事でございまして、市街地でのカラスの駆除は私どもも頭を痛め ている状況でございます。

市街地でのカラス対策としては、捕獲よりも音や光による追い払いが 基本となっているのかなと思っておりますけれども。 このため町では、生涯学習センター北側のごみ集積所に、超音波発生器を設置して試験を行っておりますけれども、継続的に行っておりますとカラスも慣れてまいりまして、効果が薄くなってきておりまして、抜本的な解決策が見いだせないという状況でございます。

今後もですね、全国的な対策事例、有用な対策事例の情報収集に努めまして、秩父別町有害鳥獣被害対策協議会等関係機関と本当に協力しながら、なんとか対応してまいりますので、ご理解をいただきますようにお願い申し上げます。

議 長(寺迫君)

大野君。

8 番(大野君)

町として色々と有害鳥獣対策、これをやっている事は十分私も理解しております。

ただ、本町の有害鳥獣対策の核心部分、これは今町長が申し上げましたとおり、シカだとかアライグマだとか、そういう農作物被害の害獣が中心だとやっぱり思うのですよね。

ヒグマとかカラスとかに関しましてはですね、産業課に有害鳥獣対策 の係の方おりますけれども、ヒグマ・カラスについては係の方よりも町 の猟友会の方のほうが知識が豊富だと思うのです。

特にヒグマについてはですね、箱罠の方に誘い込んでこう捕まえる訳でございますけれども、罠の設置場所だとか方法、あるいは餌の取り付け方とか、餌多く生きたとかこういう非常にマニアックな知識がやっぱり必要になってくると思う。

ですから、こういった部分もやっぱり猟友会にも必要。カラスも駆除ばっかりじゃなくてどちらかといったら、追い払う方が、撃退する方がカラスを全体的に少なくするという方法があると思うのです。そういう様なもので、役場の職員の方が毎日カラスを追いかけて町の中を歩くのはですね、大変町の職員の方そんなにたくさんいる訳ではありませんので、これは私は限界もあるし無理だと思うのです。

ですから、これもやはり猟友会にお願いするような形になろう、その方が私はいいと思います。また1つ、再質問になりますけれどね、町内の猟友会メンバー全部で5人います。猟友会メンバー、5人いますけれども、その方達にですね、カラスの駆除ですとか撃退、これを委託する事は可能かどうか、これが1点目。

それともう1つはですね、熊が町の中に出てきた、熊を一撃で倒すに はですね、消防団駆り出してカマだとかクワ持ってきても駄目なのです。

やっぱり銃が無くちゃ駄目なのです。それで今猟友会の方で銃を扱えるハンター、これが3人います。ただ3人じゃとてもじゃないが熊に対応できない。そういう事で、銃を扱えるハンター、これをやっぱり自前でですね、町で育成する事も大事じゃないかと思うのです。このハンターを育成するために助成制度といったものを設ける事は可能か否か。

特に私はハンターの中でもですね、全部が全部民間じゃなくて役場の職員の方にもですね、1人はやっぱりハンター位育てる形で。

ハンターになるには銃だって半端じゃないのです。 1 丁 3 0 万位するのですよ。それで猟友会のメンバーになったら、毎年 5 万円位ずつ払うのです。その他に弾代だとか色々なお金かかるのです。常時銃というのはですね、私元警察官ですから撃って当たるものではないのです。やっぱりしっかりとした訓練をしないと銃は当たりません。そういう事も含めてですね、ハンターを育成するっていうのはなかなか難しいものなのですけれども、これを個人任せにするのではなくて、町の方で助成金を出して育てる。

そうでないと、3年程前に島牧村っていう村がありますけれども、あ そこの熊騒動、あれで2千万円近くのお金が吹っ飛んでいってしまった のですね、ハンターに払って。そういう事になるのです。

ですから、やっぱり熊に対しては、秩父別で町独自の対策っていうの、 こういったものもやっぱり必要でハンターも自前で育てる。

この2点について、ハンターの助成金を出せるかっていうの可能かどうか、それとカラス辺りは猟友会に委託する事は可能かどうか、この2点で再質問します。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

まず有害鳥獣、カラスも含めてクマも全てですけれど、委託するのは 可能だと考えております。

それからクマについてですね、箱罠とか色々おっしゃっていただきましたけれども、恥ずかしながら本町ではクマの知識持っている者はいないものですから。昨年から沼田町にお願いして、かなり詳しい人がおられるので、昨年も7頭だか8頭捕った人がいるものですからその方に場所も聞いて、5条の奥の方にここを通る、通りやすい場所だっていうふうに餌の仕掛けも全部教えていただきまして、沼田の方にすべて場所も習ってつけている、ですがまだ入っていないのが現状であります。

それから、猟友会のハンターですけれども、ハンター5人いるのですけれど、鉄砲を撃つ人はいるのですけれども、ライフル撃てる人まだいないです。散弾銃しか持っていないので、ライフルにはまだ年数足りないので、それも沼田にお願いしている様な状況なものですから、今議員おっしゃった様にとてもクマは散弾銃で死にませんので、ライフルが必要なので。

それも含めてですね、これからどういった対策か、町でできる支援については、検討してまいりたいと思っております。有難うございました。

議 長(寺迫君)

大野君。

8 番(大野君)

有害鳥獣とかいろんな形で質問しましたけれども、やはりこのまま 放置すると、町の中で洗濯物干せない位のひどい状態になる。

やっぱり今のうちに撃退するっていうのが大事ですので、ぜひそこら 辺を積極的な、猟友会を活用するなど積極的な対策を1つお願いします。 以上でございます。

議 長(寺迫君)

以上で、大野君の質問を終わります。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時15分

再開いたします。

(日程第7 議案第41号「ローズガーデンちっぷべつ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長(寺迫君)

日程第7、議案第41号「ローズガーデンちっぷべつ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 産業課長。

産業課長(尾垣君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

これより、議案第41号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり決定することにご異議

ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第42号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」)

議 長(寺迫君)

日程第8、議案第42号「秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長(早川君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

これより、議案第42号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第42号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第43号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第4号)について」)

議 長(寺迫君)

日程第9、議案第43号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第4

号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長(永峰君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

これより、議案第43号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番(岡崎君)

林業振興費についてちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

豊かな森づくり推進事業補助金、先程の説明では4名の方の森林といいましょうか、これを整備するというお話でございましたけれども、4名の方、それぞれ面積がどれ位になるのか。

それと多分植林をされると思うのですけれども、何の木を植える予定になっているのか、その植林をする場合にですね、個人でやるのか、森林組合かどこかに個人の方々が委託して整備するのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長(寺迫君)

産業課長。

産業課長(尾垣君)

岡崎議員のご質問にお答えいたします。

豊かな森づくりの事業内容についてでございます。所有者 4 名の方に対して、植林に対しての補助をいたしますけれども、面積は 4 人で 5 ヘクタールとなってございます。

植林を請負いますのは、北空知森林組合。こちらの方が植林事業をいたしまして、そこに対して、この町費の補助をする形となってございます。

議 長(寺迫君)

木の種類。

産業課長(尾垣君)

すみません、今ちょっと把握しておりませんので、後で調べて回答させ ていただきます。

議 長(寺迫君)

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 金子君。

2 番(金子君)

13ページ、観光振興費の温泉管理運営費、これはあの質問というよりもですね、お願いなのですけれども、まあ平時に比べて相当委託料が増加していてですね、まあコロナ憎しというか、コロナに翻弄されているというか、大変厳しい経営状況であります。

色々テレビや何かの報道を見ますと、飲食店関係の方については、コロナが終息してもこのままお客さんが戻ってくるかどうか不安だというふうにインタビューに答えている方も大勢いらっしゃいました。

うちの温泉も客商売なのでそういう心配な部分はあるかと思いますけれ ども、幸い今のところ感染者数も減少になってですね、個人的な気持ちと しては、今年中に終息宣言が出ればいいなと思っているのですけれども。

その終息後のですね、終息後にやっぱりお客さんを呼び戻す何か方策が必要かと思うのですけれども、毎年毎年こんな1億7千万円も委託料払うわけにいかないと思います。

それで社長を始め、取締役の方も、支配人も含めてですね、知恵を絞ってですね、終息後の営業をどうするか、今から考えていただいてですね、 1日も早く平常のコロナ前のお客さんを呼び戻すよう頑張っていただきたいと思います。以上です。

議 長(寺迫君)

答弁いいですか。

2 番(金子君)

いいです。まあ何か社長としてね、何か終息後のこういう事をやるとか どうとかっていう、もし案があれば差支えの無い範囲で言っていただけれ ばと思います。

議 長(寺迫君)

産業課長いいですか。 町長。

町 長(澁谷君)

前回の意見でも大変厳しい意見をいただきまして、今回も同じ様にまた 今年もですね、コロナで正直私も頭痛めているところでございまして。

ただ1つだけ、前1億7千万円といいましたけれども、約1億3千万円 位委託料かなと思っております。

終息後を見据えてとおっしゃってますけれども、まだまだ先が見えないのかなと思っておりまして、支配人と話した中ではやっぱり、今議員が言われた様にコロナが収まっても、今まで年間約18万人お客さんがみえていたところに、それだけはないかなという事をおっしゃってましたし、とにかくそれに向けて今、支配人はですね、今は緊急事態で出れませんけれども、空いた時間は結構札幌のエージェントとか回らしておりまして、とにかく来てくれと。

それとあの、温泉で駄目ならジュースを売ろうという事で色々と、1度買ってくれた方には、本州・道内全てですね、ダイレクトメール発送して、とにかくどこかで売り上げ落ちた分を回収するという事で、今議員が言われた終息後の手当はまだ検討もしていないというのが正直なところでございます。

議 長(寺迫君)

金子君。

2 番(金子君)

有難うございます。もし町長に反問権があって、金子お前どうしたらい いかって聞かれたら私も困るのですけれども。

早め早めにですね、やっぱり色々な、たくさん優秀な社長、優秀な取締役の方がいらっしゃいますので、早め早めに手を打ってですね、対策を講じるという事をお願いして、質問を終わらせていただきます。

議 長(寺迫君)

他に質疑はございませんか。 眞島君。

3 番(眞島君)

只今の金子議員の質疑と関連がございますけれども、商工費の観光振興費の6千万円についてなのですけれど、コロナ禍の影響で経営的に非常に厳しい中での補正予算かなと思いますが、昨年の同時期7千5百万円程補正を組んでいると思うのですけれども。

終息後の流れが見えない状況の中で、今後さらに 6 千万円の他に例えば 補正を組む様な見通しというか、そういうのがあればお聞かせいただきた いと思います。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

今の6千万なのですけれども、平年の6割の売り上げで計算をしております。ただ、宴会が無い。泊りはそこそこ来てくれてるのですけれども、宴会が無ければ正直売り上げにならない。

それから6千万のうちですね、大きいのは灯油の値上げが1千2百万円程、コロナとは別に灯油がドーンと値上げがあったものですから。そのお金が約1千2百万円程入っているという事でございます。

議 長(寺迫君)

真島君。

3 番(眞島君)

当初の予定よりかなりオーバーして今後進んで行くのかなと思いますけれども、色々と先が見えない中で、まだ令和3年度の折り返しを迎えた段階での補正予算かなと。

今後も厳しいと思いますけれども、先程金子議員が言われました様に、 それなりの企業努力をしていただきたいなというふうに思います。以上で ございます。

議 長(寺迫君)

町長。

町 長(澁谷君)

色々とご心配かけまして、有難うございました。今金子議員も言われました様に、また取締役会等々も開いてですね、今後の対応についてまた十分検討して。

とにかく温泉に限らず振興公社。売り上げの回復に向けて努力してまいります。有難うございました。

議 長(寺迫君)

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

ない様ですので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。 これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第43号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第10 議案第44号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長(寺迫君)

日程第10、議案第44号「令和3年度秩父別町介護保険特別会計補正 予算(第1号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長(竹内君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

これより、議案第44号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第11 議案第45号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長(寺迫君)

日程第11、議案第45号「令和3年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長(中野君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

これより、議案第45号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎君。

4 番(岡崎君)

コンポスト施設の撤去・改修実施設計というふうに書かれておりますけれども、撤去はわかるのですけれど、改修というのはどこの部分の改修になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議 長(寺迫君)

建設課長。

建設課長(中野君)

コンポスト施設の実施設計の内容という事でございますけれども、まずこの委託料につきましては既存の施設の設備の特殊な機器、土台を撤去するという事で廃棄する部材の重量等の算出、撤去費用の算出の積算を行う他、撤去後にこの施設をですね、備蓄品等の保管庫として、用途変更をするといった計画で、北海道・国に対してですね、事務的な手続きをしているところでございます。

こういった事から、資材を撤去した後にそういった備蓄品を保管するに は、多少床なり壁なり天井の補修等が必要となっています。

そういった事の設計も含めた委託料という事でご理解をお願いいたします。

議 長(寺迫君)

いいですか。

4 番 (岡崎君)

はい。

議 長(寺迫君)

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第12 認定第1号「令和2年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、 認定第2号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て」、認定第3号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に ついて」、認定第4号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ いて」、認定第5号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」、認定第6号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」、認定第6号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定につい て」)

議 長(寺迫君)

日程第12、

認定第1号「令和2年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、 認定第2号「令和2年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決 算の認定について」、

認定第3号「令和2年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、

認定第4号「令和2年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |、

認定第5号「令和2年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |、

認定第6号「令和2年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、 以上6つの案件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長(寺迫君)

お諮りいたします。本件につきましては、全議員をもって構成する決算 審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにいたしたいと思 います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査をすることに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長(寺迫君)

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会にしたいと存じ ます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月9日午後3時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でございました。

延 会 午前11時53分